

第 12 回年次会合  
拡大委員会  
2005 年 10 月 11 - 14 日  
台湾、台北

議題

- 1 . 開会
  - 1.1 第 12 回年次会合における拡大委員会会合の議長及び副議長の選定
  - 1.2 議題の採択
  - 1.3 オープニング・ステートメント
    - 1.3.1 メンバー
    - 1.3.2 協力的非加盟国
    - 1.3.3 その他の国及び団体

オープニング・ステートメントが行われ、正式な報告書にこれらは含まれる。事務局に電子ファイルを提出することが求められている。
- 2 . 事務局からの報告

事務局長は、拡大委員会の議論のために今までの活動に関する報告書を作成する。
- 3 . 財政運営委員会からの報告

財政運営委員会は、2005 年修正予算案及び 2006 年予算案と 2007 年提示予算案を検討するために召集・設置される。全予算案の検討後、財政運営委員会は、委員会に対しその報告書の承認を求める。この手続きは 2005 年修正予算案及び 2006 年予算案を決定するために行われる。
- 4 . 非加盟国との関係
  - 4.1 インドネシア
  - 4.2 南アフリカ
  - 4.3 その他の国

この議題では、確認されている国に関し議論する。拡大委員会は、インドネシアが協力的非加盟国になることを拒否したこと及び南アフリカの申請の条件について議論する。
- 5 . ミナミマグロ漁業のレビュー

委員会の合意に基づき、各メンバーの前年漁期におけるミナミマグロ漁業の報告を求める。CCSBT11 において合意されたように、メンバーは全ての SBT 死亡情報及び輸出に対する国内消費も含めた報告を行う。
- 6 . 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会議長は、9 月に開催された拡大科学委員会報告書に関し報告する。報告書は 2005 年 8 月に開催された資源評価グループ会合によって行われた資源評価・レビューに基づいたミナミマグロ資源の現状に対しての管理勧告を含む。

7. 総漁獲可能量（TAC）及びその配分  
条約上、委員会は TAC 及びメンバーと協力的非加盟国に対する国別割当量を設定することを規定している。科学委員会は拡大委員会に対しこの議事に関し資源の現状に関する助言を行う。
- CCSBT11 において、管理手続き導入までに TAC 配分ルールについて合意する必要性が認められており、このルールには CCSBT 1 における相互理解を考慮する。
- オーストラリアは国別漁獲量に対する漁獲超過及び不足の管理について議論することを求めている。メンバー及び協力的非加盟国に関係する TAC の配分に関しては、この議題の下で考慮することが適当である。
8. 管理手続き  
拡大科学委員会議長は、この問題を委員会に報告する。報告内容は CCSBT における管理手続きの採択に関する拡大科学委員会の勧告を含むであろう。
9. 協力的非加盟国  
協力的非加盟国の位置づけに関する決議文に照らし、協力的非加盟国の過去 1 年間の状況をレビューしその位置づけの継続に関し検討する。
- CCSBT11 において、協力的非加盟国の位置づけに関する決議文は、委員会ではなく拡大委員会と関係する旨合意された。改正決議文が検討されるかもしれない。
10. インドネシアの漁獲監視  
オーストラリアは 2005 年大量の SBT が水揚げされているインドネシアにおいて漁獲監視を実行しており、また 2006 年に拡大委員会が直接財政支援することを求めている。
11. 地域漁業管理機関のレビュー  
FAO の水産委員会は 2005 年 3 月の会合において、地域漁業管理機関の有効性についてレビューすることで合意した。日本は 2007 年 1 / 2 月にまぐろ類地域漁業管理機関の会合をホストすることになっている。拡大委員会は CCSBT がどのようにこれらの活動に対応し参加していくかを議論するであろう。
12. 漁獲管理システム  
この問題は CCSBT11 において議論されたが何も決定されなかった。CCSBT12 において再度漁獲監視システムに関し議論することが合意されている。
- 12.1 漁獲証明スキーム  
オーストラリアは拡大委員会に対し、現在の貿易統計スキーム（TIS）から、全ての SBT の流れを追跡できる包括的な漁獲証明スキーム（CDS）に移行することを提案している。
- 12.2 貿易統計スキーム  
オーストラリアは、新たな市場となっている韓国及び台湾における国内消費について考察することを提案している。

13. クォータートレーディング  
クォータートレーディングに関しては CCSBT11 において議論されたが何も決定されなかった。本件を CCSBT12 において再考することが合意されている。
14. 国際オブザーバー計画  
オーストラリアは、データの質を確保するため、拡大委員会によって管理・財政支援される独立した国際オブザーバー計画を確立することを提案している。
15. 遵守委員会  
オーストラリアは遵守委員会の活性化を提案している。CCSBT は 1997 年 CCSBT 4 において遵守委員会の付託事項について合意している。オーストラリアは、国際的な臨検、CCSBT の運営する VMS、操業毎の正確なデータの提供、及び CCSBT 漁船登録のレビューに集中した議論を行うことを提案している。
16. 閉会期間中の意志決定  
CCSBT11 において、通信システムの発達により現在の閉会期間中の意志決定手続き規則を最新化することが留意された。拡大科学委員会による検討のため修正規則が用意されている。
17. 事務局長の選出  
事務局長の雇用契約が 2 月 28 日で終了する。拡大委員会は次期事務局長の選出について議論する。
18. 行動計画  
事務局が簡単な報告を行う。
19. 調査死亡量枠 (RMA)  
この議題においてメンバーは 2006 年の各国の研究活動に必要な RMA の承認を要求する。
20. 他の組織との活動  
事務局長は、他機関との前年の交流活動状況及び 2006 年の活動案について報告する。拡大委員会は将来における他の地域漁業管理機関との協力について検討する。この議題は議題 11 にも関係する。
21. 2006 年の作業計画  
事務局は、他の CCSBT の会合の結果を踏まえた作業計画、2006 年の会議開催における予定表及び開催予定地を提案する。
22. 委員会文書の機密性  
委員会は、第 12 回年次会合に関する文書の公表について正式に合意しなければならない。

23. その他の事項

24. 閉会

- 24.1 第5回拡大委員会の議長及び副議長の選定
- 24.2 会合報告書の採択
- 24.3 閉会